

2024年2月28日

静岡産業大学大化け教育資金貸与規程に関するガイドライン

「静岡産業大学大化け教育資金貸与規程」第3条第1項第2号「学生の大化け（潜在能力の引き出し・開発等）を目的とした支援金の貸与」に関し、以下のようにガイドラインを定める。

1. 支援の対象

大化けを目指す学生を対象とするため、「今後の活動」に対する支援を原則とする。

2. 貸与に該当する主な活動及び対象者

- (1) 各種ビジネスコンテストに入賞し、実際に起業に向けた活動を行おうとする者
- (2) 自ら起業を志し、実際に起業に向けた活動を行おうとする者
- (3) 県内において地域貢献に関する賞を受賞し、さらに継続して活動を続けようとする者
- (4) その他、地域貢献につながる各種の社会活動・起業・ビジネス創造活動等、学生委員会が妥当と認めた活動を行おうとする者
- (5) 資格・免許取得を目指して専門学校等外部の授業の受講支援を求める者
- (6) アスリートのデュアルキャリアを目指して活動を行おうとする者